

令和元年 八潮市農業委員会 5月総会 議事録

- 1 開催日 令和元年5月24日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 市役所別館B会議室
- 4 出席委員 14名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 3番 恩田 政幸 10番 星野 仁  
4番 豊田 幸司 11番 福岡 達則  
5番 大野ヒロ子 12番 小倉 雅樹  
6番 横山 正和 13番 飯山 敏行  
7番 渋谷 稔 14番 新井 孝美  
9番 齋藤 富子 15番 臼倉 正浩
- 5 欠席委員 1名  
8番 荻野 恭子
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第10号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)  
議案第11号 別段の面積の設定について
- 7 転用等届出受理報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件  
報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件
- 8 その他
- 9 農業委員会事務局職員

局長	恩田 秋弘
係長	清水 茂
主任	後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆様、改めましてこんにちは。先ほどの農地パトロールにおきましては大変お疲れさまでした。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会5月総会を開催いたします。

定足数については、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあります。

在任委員数は15名でございます。8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、8番の荻野委員からは欠席の報告を受けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆様、大変暑い中、農地パトロール、お疲れさまでした。

これから5月総会を始めたいと思います。

今月は、先週、今週と、委員の皆さんの中にも総会や何やら会議が多かった人が多いと思います。

5月17日金曜日に、私と事務局長で埼玉地方協議会総会に参加してまいりました。

それから、土曜日には、うちのほうの八條の水田で小学生を対象とするふるさと体験教室と言って、商工会青年部が主催で青耕会員に協力してもらって田植えが行われました。総勢200名近くの親子の参加があったそうです。大変にぎやかに行われたということです。

また、今週21日に小早川代理と四市町農政研究会へ行ってきました。今回は松伏町が幹事で、いつも視察に1カ所どこかへ行くのですが、今回、松伏の〇〇さんという方のお家に行きまして、田んぼが主体で50町くらいやっていて、苗床が5,000枚とか6,000枚近くあるそうです。1日どのくらいまくのか聞いたところ、800枚をほとんど機械でまくそうで、すごいなと思いました。家に置いてある機械もトラクターが3台くらいありました。8条の田植え機が2台、その他コンバインとかいろいろ、何か農機具の展示会へ行ったような感じでした。

本日は、生産緑地の買取り申出の回答が1つと、あとは別段面積の設定、その他報告事項ですが、ご覧のとおり、資料が大分多く、その他の項目が多いですが、最後までご協力、よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者については出席の方がおりません。ご報告いたします。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、または乱丁等がありましたら、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- |  |              |
|--|--------------|
| ①八潮市農業委員会 5月総会次第                                 | A 4 横        |
| ②経営耕地面積10 a きざみ総農家数（議案第11号の資料）                   | （資料 - 1）     |
| ③農業委員会事務の実施状況等の公表について                            | （資料 - 2）     |
| ④平成31年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見の<br>県の対応状況について    | （資料 - 3）     |
| ⑤令和2年度農林関係税制改正に関する要望について                         | （資料 - 4）     |
| ⑥八潮市農産物放射能濃度測定結果                                 | （資料 - 5）     |
| ⑦現況届提出のお願い                                       | （資料 - 6）     |
| ⑧令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催日程<br>（予定）について（事前連絡） | （資料 - 7）     |
| ⑨行程表案（農業委員会県外視察研修）                               | （資料 - 8-①②③） |

以上、資料は9点でございます。

資料の漏れはありませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長になり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしく願いいたします。

---

### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。



ろしいでしょうか。

——— 挙手全員 ———

○議長 それでは、議案第10号につきましては買取り申出なしということでお願いいたします。

---

◎議案第11号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第11号 別段の面積の設定についてでございますが、こちらにつきましては、平成23年から毎年委員会で協議しております。別段の面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第の3ページをご覧ください。

議案第11号 別段の面積の設定についてになります。

別段の面積と言いますのは、農地法第3条の許可要件の一つの面積要件になります。

ここに書いてありますように、別段の面積につきましては、平成21年12月の農地法の改正によりまして、農業委員会が市町村の区域内の全部または一部について制定することができるようになりました。

このことにつきましては、4行目に書いてありますけれども、「農業委員会の適正な事務実施について」というのが平成21年に農林水産省のほうから通知されているのですけれども、これが平成22年12月22日付で一部改正されまして、これによりまして、農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされております。このことから、議案として提案するものになります。

そこで、まず確認の意味も含めて、関係法令について説明したいと思います。

隣の4ページをご覧ください。

4ページの黒字の太字の部分を中心に、読みながら説明していきたいと思っております。

まず、農地法第3条で、農地について所有権を移転し、又は使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。これが第3条の規定になります。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができないと制限されています。

次の各号というのが、これは1号から7号まであるのですけれども、そのうちの5号が面積要件となります。

その下、（略）の下が第3条の第5号に当たりますけれども、この面積要件については取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計、そのときの申請面積も含めた面積の

合計ですね、これが北海道では2ha、都道府県では50aに達しない場合は許可することができないとされており、これが第5号の基準ですが、この文面の右のほう、都道府県の50aの右側の括弧書きの中の部分です。ここが、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積に達しない場合となります。

ここに書いてあります農林水産省令で定める基準というのが、その下、農地法施行規則の中段のところになります。これが別段の面積の基準になりまして、まず、第1項、第2項とあるのですけれども、まず、第1項のほうは、第1項の第1号、設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる区域であること。

同じく2項として、別段の面積の単位はアールとし、その面積は10a以上であること。

第3項が、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40、40%、これを下らないように算定されるものとされております。

これはどういうことかと言いますと、別紙の資料1のほうをご覧ください。

これは2015年の農業センサスからつくっておりますけれども、経営耕地面積10aきざみ総農家数になっております。上の部分が八潮市の部分ですけれども、上から八條、八幡、潮止と農家数が出ておりまして、このセンサスによりますと、八潮市内の農家数は299件ありまして、そのうち、この表を見ていきますと、まず20aのところでは、20aまでの面積を持つ農家さんは全体で90件ありまして31%になります。40%以下なので、20aの設定はできません。しかし、隣の30aを見ますと158件の農家さんがいまして、全体で52.8%になります。40%を超えるので、30aの面積設定をすることが可能である。こういうことでございます。

また、次第の4ページのほうに戻ってください。

農地法施行規則の第17条第2項のところですか。こちらの、設定区域は次の各号のいずれにも該当しない。次の各号というのは下に示してありますように、第1号、遊休農地が相当程度存在する。第2号は、第3条第2項第5号に規定する面積、これは北海道では2ha、都道府県では50aという面積になります。その面積未満の農地が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の総合的な農地の利用の確保に支障を生ずるおそれがない。この1号、2号が当てはまる時は先ほどの設定すべき50a以上、そういうことにかかわらず、新規就農を促進するために適当とみられる面積に設定することができる。

第2項のほうは、人口が少なく、過疎化とか遊休農地化が深刻なところはこの第2項の規定を当てはめて、極端な話、面積1aとか、さらに空き家をつけて設定しているところも年々増えている状況です。

以上が関係法令の状況ですけれども、これに加えて、また、3ページに戻っていきまして、議案第11号となります。

まず、農地法施行規則第17条第1項の規定につきましては、2015年農林業センサス「経営耕地面積10aきざみ総農家数」によると、本市の30a未満の農地を所有する農家数が、全農家数の40%を超えていることから、規則により別段の面積は30aからの設定が可能となります。

本市では平成29年6月の総会で、市内では区画整理事業が多数の区域で施行されているため、減歩により所有農地が減少してしまう農家が多数存在すること。また、下限面積を下げることにより、担い手への農地の流動化も期待できることから、50aから30aに引き下げました。以降、特に支障は出ていません。

次に、(2)として、農地法施行規則第17条第2項の適用につきましては、平成30年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.58%と低い状況であります。

以上のことから、別段の面積については引き続き30aにするということで提案させていただきます。

以上でございますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま事務局より、別段の面積の設定についての説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

特にないようであれば、採決したいと思います。

別段の面積の設定については、議案のとおり、現在の下限面積30aで変更しないということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について16件、報告第4号 農地法第5条の規定による農地



転用届出書の取消の件について1件、続けて事務局より報告をお願いします。

○事務局 （農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、同法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、同法第5条第1項第6号の規定による転用届出について16件、同法第5条の規定による農地転用届出書の取消の件1件について説明、適切に受理したことを報告する。）

○議長 ただいまの転用等届出受理報告について、事務局より報告がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

---

### ◎その他

○議長 それでは、続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、報告事項が3件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

最初の用紙が、これは平成28年3月に農林水産省から送られた内容なんですけれども、農業委員会等に関する法律の平成27年の改正によりまして、「農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表する」こととされています。

続きまして、1枚めくって2ページをご覧ください。

まず、下のほうに法文を載せておきましたが、ここを読みますと、第37条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされています。

そのため、今度は上のほうにいきまして、2番の4行目からになりますけれども、農業委員会は、区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画（別紙様式1）及び活動計画の点検・評価結果（別紙様式2）を市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当ですとされています。

これに従いまして次のページからの別紙様式1、2と作成いたしました。公表内容につきまして、これから、概要を説明したいと思いますので、もし何か気になるところや変えたほうが良いというようなところがありましたら、後でご指摘くださるようお願いいたします。

それでは、3 ページのほうをご覧ください。

まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明させていただきます。

I 農業委員会の状況、1、農家・農地等の概要とありますが、この表の下のほうに米印で書いてありますけれども、総農家数とか、これは農業センサスに基づいて記入することになっております。

次の表の面積関係、耕地面積、経営耕地面積、これにつきましては国で公表している耕地及び作付面積統計という統計データがあるのですけれども、その耕地面積を記入することになっております。ですから、市のほうから農業ニュースでお知らせしている数値とはずれることがございますので、その点はご了承ください。

次に、2 農業委員会の現在の体制のところにつきましては、それぞれ該当する人数を記入するところとなっております。

次に、1枚めくりまして、4 ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化ということでございます。

1、現状につきまして、これまでの集積面積23.6 h a とありますけれども、この集積面積というのは認定農業者の方の所有面積の総計でございます。これについて課題は、小規模農地が点在する地域特性により、一部地域を除き利用集積は困難な状況である（市街地の区画整理事業における減歩や生産緑地地区の相続に伴う買取り申出などの要因もあり、集積面積が増えない側面もある）と記入させていただきました。

2、令和元年度の目標及び活動計画につきましては、集積面積23.9 h a、前年並みの集積を目標としています。活動計画につきましては、農業ニュースやホームページで周知を図るほか、ご覧のとおりとなっております。

次に、III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、現状として、新規参入はない状況ですということから、その下の令和元年度の目標及び活動計画につきましては、目標値のみとさせていただきます。

次に、隣の5 ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置となります。現状のほうでは、遊休農地は1 h a、前年度は0.8 h a でしたのでちょっと増えています。これは皆さんに協力いただいた農地パトロールで調査した結果をもとに集計した数値となっております。

2、令和元年度の目標及び活動計画につきましては、解消面積0.1 h a、目標設定の考え方につきましては、優良農地に影響を与えそうな遊休農地について優先的に対処していくとしました。活動計画につきましては、ご覧のとおりとなっております。

次に、V 違反転用への適正な対応につきましては、現状としまして、違反転用面積0.75 h a としていまして、ここには昨年発生した〇〇〇〇〇〇〇〇〇の件が含まれております。課題としましては、平成30年度に申請時とは明らかに相違する建物を建築した現場が

発生、関係課と連携し対応していく必要があるとさせていただきました。2番の令和元年度の活動計画につきましては、農業委員会委員が市内の農地を巡回し、適正に利用されているか、農地パトロールを強化し、違反転用農地の早期発見に努める。5月、10月、12月の強化月間では、担当区域ごとにパトロールを実施するとさせていただきました。

以上が令和元年度の目標達成に向けた活動計画となります。

次に、ページをめくっていただきまして、右側の7ページをご覧ください。ここから別紙様式2に対応するものでして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということになります。まず、Ⅰの農業委員会の状況につきましては、先ほどと内容は同じようになります。1枚めくっていただいて、8ページをご覧ください。Ⅱとして、担い手への農地の利用集積・集約化というところになります。現状として、23.6ha、2番のところでは集積目標は23.9haにつきまして、集積実績、23.6ha、少し減ってしまっていますが、これにつきましては、認定農業者の数が増えている一方で、相続発生に伴う生産緑地の買取り申出や区画整理事業に伴う減歩などが、相当数ございますので、やむを得ないものかと考えております。

3の目標の達成に向けた活動につきましては、活動計画に対しまして、活動実績は、8月に実施した農地利用状況調査やその後の農地利用意向調査で、農地利用集積円滑化事業による貸し出しを希望する所有者の情報をJAさいかつに提供しました。また、11月発行の農業ニュースやしおやホームページで周知を図りました。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価を、「市街地における区画整理事業による減歩や、生産緑地地区の相続に伴う買取り申出などが要因で減少する面積もあり、目標値の達成が困難な側面がある。」としました。活動に対する評価につきましては、今後も引き続き認定農業者登用への継続的な啓発を行っていくとともに、JAさいかつと連携をとり、農地利用集積円滑化事業による担い手への農地利用集積・集約を図っていく必要があるとさせていただきました。

次に、隣の9ページをご覧ください。Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、実績はございません。このことにつきましては、下の目標に対する評価のところ、「小規模農地が点在する地域特性により、新規参入は困難な状況である。」としました。活動に対する評価につきましては、数件の相談がありましたが、農業経験に乏しく土地の所有を望む相談が多く、農地法3条の面積要件や農地利用集積円滑化事業における要件（認定農業者）、農業経験等の課題により、実現は困難な状況であるとさせていただきました。

次に、1枚めくっていただいて、Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価というところに入ります。2番の平成30年度の目標及び実績につきましては、0.05haにつきまして、解

消実績面積は0.1ha、これは9月と1月に実施した農地パトロールで確認したところにより集計した数値となっております。ですので、達成状況は200%と高くなっておりませんが、ちょっと目標数値が低かったことをごさいますので、先ほどの令和元年度の目標はこれよりもっと高くしたところです。

3番の2の目標に向けた活動につきまして、活動実績につきましては、農地パトロールの実績をもとにご覧のようにしました。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価につきまして、日常的な農地パトロールや農業委員の助言等により解消された遊休農地もある一方で、新たに発生する遊休農地も増加している現状であります。活動に対する評価につきましては、農業従事者の高齢化や非農業者の相続等により、今後も遊休農地の発生が危惧されるため、継続的に注意を払い、農地パトロールを実施していく必要があるとさせていただきました。

次に、隣の11ページをご覧ください。V 違反転用への適正な対応というところになります。2番の平成30年度実績のところでは、実績0.75ha、増減マイナス0.05haとなっておりますが、この増減はどれだけ減ったかという数値を入れるところなので、マイナスになっているということは残念ながら増えてしまったということです。これは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が要因となっております。

3の活動実績及び評価につきましては、活動実績のところでは「農業委員が市内農地を巡回し、適正に運用されているか、農地パトロールを強化し、違反転用農地の早期発見に努める。5月、10月、12月には地区ごとに合同でパトロールを実施した。」としました。活動に対する評価につきましては、計画どおりパトロールを実施した一方で、「新たな違反転用現場が発生した。注意や指導、勧告にも従わない状況であり、関係課と連携して対応していく必要がある。」とさせていただきました。これは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。

次に、ページをめくっていただいて、12ページ、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということでございます。1、農地法第3条に基づく許可事務について、2、農地転用に関する事務について、これは4条、5条の許可ということになります。これらの事実関係の確認、それから、総会等での審議、審議結果等の公表につきましても具体的な内容につきましてはご覧のとおりとなっております。

下の3、農地所有適格法人からの報告への対応というところになります。隣の13ページの上の部分ですが、法律で年1回、農地所有適格法人は報告書を出していくことが規定されておりまして、これは問題なく提出されているところです。

次に、4、情報の提供等というところになります。まず、賃借料情報の調査・提供というところですが、これは数年前までは毎年各市町村は賃借料情報の提供をしないといけ

ないという決まりがあったんですけれども、今はそれはありません。ただ、ホームページには記載しておりまして、八潮市では取引の案件が乏しいので、八潮市のホームページを見ると、松伏町と吉川市のホームページにリンクするようにしているところです。

次に、農地の権利移動等の状況把握、これは右のほうに170件とありますけれども、これは農地法第3条、第5条の許可件数の合計となっております。そのほかはご覧のとおりとなっております。

最後に、ページをめくって14ページをご覧ください。Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はございませんでした。

次に、Ⅷ 事務の実施状況の公表等、まず、1、総会等の議事録の公表であります。法律で3年間公表することが義務づけられておりまして、市のホームページで3年間分は常に公表しているところでございます。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、ございません。

3、活動計画の点検・評価の公表ですが、これにつきましても毎年ホームページで公表しております。

以上になりますけれども、もしこうしたほうがいいんじゃないかという意見がありましたら、これは6月末までに公表するものなので、6月14日までに事務局のほうまでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 それでは、ただいまの令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして、6月末までにホームページに公表しなければなりませんので、ご意見がございましたら、6月14日までに事務局までご連絡いただけるようお願いいたします。

次に、報告事項1件目、平成31年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見の県の対応状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

平成31年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見の県の対応状況の送付と各農業委員会における市町村長等への意見提出内容の報告依頼についてということできております。1枚めくっていただいて、次のところをご覧ください。このページ以降に埼玉県下の去年の各農業委員会からの意見を埼玉県農業会議がまとめて対応した状況についてまとめられております。また、1枚めくっていただきまして、こちらの表のほうは、まず活動した項目、次に右方面へいきまして、活動した内容、次にどこに対して活動を行ったか、その担当課と担当名、対応状況がどうだったか、全部丸がついてはいますが、一番右が対応内容等ということでもまとめられております。

こういう活動をしたという報告なので、後で見ただけであればと思うんですけれども、最初の1番目のところで、右のほうを見ますと、機構集積支援事業については予算を十分に確保するよう機会をとらえて国に働きかけたとありますけれども、実は機構集積支援事業補助金というのは、うちのほうの議事録の作成にこの補助金を使わせてもらっているところで、毎年全額ついていたのですけれども、昨年はなぜか半分以下の補助金しかつきませんでした。県にいろいろ聞いても、県の配分が少なかったということで、理由について全くわからない状況でしたので、この活動をしたとは書かれているのですけれども、ちょっと疑問が残るところはあります。

次に、めくっていただいて、4ページをご覧ください。4ページの6番のほうで、項目、基盤整備の推進、内容のほうで、農地を有効利用するためには、担い手が利用しやすい環境を整備することが重要となり、農地の大区画や用排水・道路整備等を行う基盤整備事業の実施が有効な手段である。そこで地域における利用集積の検討の際には、積極的に基盤整備事業の推進を図るとともに、国に対して必要な予算の確保を働きかけることというのがあります。右の対応内容のほうにはほ場整備事業に必要な予算を確保したとか、こういうことが書いてありますけれども、ここに書いてあります埼玉県のほ場整備事業というのは、水田の大区画化整理のことで、それとあわせて、農地中間管理事業の農地集積とあわせて実施されているものなので、八潮市の畑が対象になるものでは残念ながらございません。

ほかに農振地域に関することが多いのですけれども、農業会議のほうでこういうことをやりましたということなので、後で読んでいただければと思います。

以上です。

○議長 時間のあるときに、皆さん、参考に読んでいただきたいと思います。

続きまして、依頼事項2件目、令和2年度農林関係税制改正に関する要望について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 今度は資料4のほうになります。これも毎年この時期にきているものですが、農林関係の税制改正について、何か要望がありましたら、農業会議でまとめて要望しますので、出してくださいというものになります。3番の留意事項のところでは、(1)適用期限が到来する特例措置の存続については、具体的な活用事例などを踏まえた要望を記入してくださいと書いてあります。また、(2)単純に農業が必要だから等の要望ではなく、どのような効果が期待されるかなども記入してくださいとされており、今後は6月までに全国の農業会議所で取りまとめを行う。9月実施予定の全国農業会議会長会議で要望事項について決定して、毎年、秋に実施される予定の自民党税制調査会で要望を実施するという計画になっているということです。要望する場合は、めくっていただくと、要望書がありますので、こちらに書いて出してくださいということになります。もう1枚めくっていただきますと、

平成31年度末適用期限到来等一覧表があります。内容を見ますと、ちょっと難しいのですが、大規模経営している人が該当してくるものなのかというようなことでございますけれども、これも後で見ていただければと思います。1枚めくっていただいて、右側です。今度は平成31年度税制改正の概要と令和2年度税制改正対策について（メモ）が添付されているところです。こちらの1番、2番、3番につきましては、農業振興地域に係るものです。1枚めくっていただいて、裏側をご覧ください。4番目は、個人事業者の事業総計税制の創設とあります。個人事業主の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設とあります。概要のほうに、対象となるものや制度を活用するために必要なこととかが書かれておりますが、これは概要なので、この先、新しい情報が入りましたら、またお知らせをさせていただきたいと思っております。

Ⅱの令和2年度の農林関係税制改正等対策につきましては、1のところ、適用期限の切れる特例措置については、近年、従来のような単純延長要望による対応では厳しい状態が続いている。要望に当たっては、該当する特例措置の存続についての具体的な事例などを踏まえた要望であることが求められると書かれています。こういうことを踏まえて要望していただきたいということでございます。

以下、平成31年度の税制改正の大綱の概要ということで、平成30年12月21日に閣議決定されたことが添えられております。農業に関することではないのですが、この辺も見ていただいて、もし要望がありましたら、事務局のほうで農業会議に報告しますので、こちらは6月14日締め切りということで事務局のほうに上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 次に、報告事項2件目、八潮市農産物放射能濃度の測定結果（5月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和元年5月）につきましてご報告いたします。

5月7日に園芸協会のご協力によりましてキュウリの測定をしております。放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 次に、依頼事項3件目、年金受給者の現況届の提出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料6をご覧ください。

独立行政法人農業者年金基金より現況届に関する書類が届いておりますので、ご説明いたします。

2枚目をご覧ください。

現況届提出のお願いということで、現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものとなっています。

同封の現況届出用紙に必要事項を記入して、令和元年6月中に農業委員会に提出してくださいというふうになっております。

その現況届の用紙のほうは、めくっていただきますと、記入例ということで、載っております。

もう1枚めくっていただいて、簡単な記入例がありまして、現況届は2種類あるんですけども、皆さんのお近くの方で農業者年金を受給されている方から何かご質問等がありましたら、ご対応いただければと思っております。

戻っていただいて、2枚目、3枚目の中ほどのところに、「よくあるお問い合わせ」ということで、よくありそうな質問が出ていますが、質問と回答とありますので、こちらを参考にさせていただきまして、よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長 ちょっと質問、いいですか。

提出する紙に、名前が自筆とありますが、本人が病気とか、手が震えるとか、書けない場合は代わって書いていいですか。

○事務局 例のところにもありますように、受給権者の欄は氏名（自署）と書いてあります。

書けないときには、代理の親族の方が書いていただいて結構です。そして代理の方が書かれたときには、代理人の欄にお名前と関係を書いていただく届出用紙になっております。

○議長 わかりました。

次に、報告事項3件目、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催日程（予定）について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料7をご覧ください。

こちらは予定ということで事前に連絡がきておりますので、本日お配りしておりますが、1にある新任農業委員、こちらは関係ございません。

2のほうに農業委員・農地利用最適化推進委員研修会ということで、こちらは例年8月の終わりの時期に開催される研修会のほうで、埼葛地方管内は（2）の8月29日木曜日が対象となっております。本年も8月29日のほうに参加する予定でおります。また、後日正式文書が改めて通知されるということですので、そしてこちらは全員の方というのではなくて、毎年、車1台に乗れる、五、六人程度の皆さんに行っていただいている研修会になりますので、こういう研修会が8月29日にあるということだけ押さえておいていただければと思います。



よろしく申し上げます。

○議長 これは、7月の総会で参加者を決めていましたね。これの他に、例年ですと10月に、埼玉葛地方協議会の研修会がありまして、一人どちらかに行ってもらいたいと思います。去年は12月だったのですけれども、先日の会合のときに、12月はやめてくれという意見をしてくれた人がいたので、多分大丈夫だと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、協議事項、農業委員会県外視察研修先についてでございます。

視察研修の場所につきましては本日の総会で決定したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料8をご覧ください。

前に日程調整させていただいたときに、10月23日水曜日と10月24日木曜日で視察研修の日程はそのようになっております。

〇〇〇〇さんのほうから3案ほどつくっていただきました。この3案のうちで、できれば本日どの方向に行くかを決めていただければと思います。もしどれもよくなければ、また改めて〇〇〇〇をお願いしますので。

まず、①は、こちらは群馬県方面となります。

まず、視察先としまして、食べる人が健康になれる小松菜を栽培ということで、株式会社〇〇〇というところになります。これは1枚めくっていただくと、右のほうに最初の紹介がありますけれども、ここでは〇〇市で小松菜を有機栽培しているそうです。八潮市でも小松菜をやられる方も多いので、これは参考になるのではと思われるところです。

次に、2枚めくっていただきまして、②をご覧ください。

こちらは山梨県方面になりまして、視察場所は山梨県総合農業技術センターとなります。

次に、③のほうをご覧ください。こちらが新潟方面となります。

視察先としましては山古志の中越地震地域、それと豪農！越後随一の大地主〇〇〇の見学、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇などとなっております。

今のところラフな行程ですが、この3案を提案しましたので、よろしければ、この3つの中から場所を決めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 このほかにどこか研修場所、見に行きたいというところがあったら、まずそっちを先に出してもらいたいんですけども、なければ、この3点から決めることとなります。

よろしいですか、この3つから決めて。あと時間とか、行くところとか、修正が幾らかきくのではないかと思いますので。

——— 委員より多数発言あり ———

○事務局 つくり直しましょうか。

○議長 来月もう一度検討しましょう。来月決定ということで。それでは他の方面も検討してもらって、次回、決定したいと思います。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より報告を願います。

○事務局 次回は令和元年6月25日火曜日、午後2時より、市役所別館B会議室で総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、願います。

特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会のことばを小早川会長代理より願います。

○会長代理 委員の皆様にはお暑い中、1時より農地パトロール、そしてその後の総会にご出席いただきましてありがとうございます。

農地パトロールの〇〇の件でございますけれども、かつてある委員さんが平成新山というふうに呼んだ記憶がございますけれども、少しは状態が改善されているのかなと、今日見た感じでは思いました。

今日も暑いですが、また明日、明後日というふうに真夏日になるとか言われております。お体をご自愛いただきまして、それぞれの農業委員の活動に励んでいただければと思います。

八潮市農業委員会5月の総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。それでは、これにて散会といたします。

閉会 午後 4時00分